

石川県公報

令和4年6月3日

第13512号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○応急入院指定病院の指定 (障害保健福祉課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (同)	3	○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐる(小型魚)、くろまぐる(大型魚)及びするめいか)の一部変更 (水産課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止の届出 (同)	3	○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	5
		○土砂災害警戒区域の指定 (同)	5
		○土砂災害特別警戒区域の解除 (同)	6
		公 告	
		○基本測量実施公告 (監理課)	6
		○市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告 (建築住宅課)	7

告 示

石川県告示第221号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
八野田整形外科医院	七尾市藤橋町巳部45番地3	令和4年4月1日
ねがみみらいクリニック	七尾市万行2丁目66番地	令和4年4月1日
上出内科クリニック	加賀市動橋町イ204	令和4年4月4日
まきの皮ふ科	河北郡津幡町字中須加ろ52番地1	令和4年5月9日
アルプ薬局七尾万行店	七尾市万行2丁目69番地	令和4年4月1日
アルプ薬局野々市店	野々市市西部中央土地区画整理地20街区4-1	令和4年5月1日
V・drug 津幡中須加薬局	河北郡津幡町字中須加ろ53-1	令和4年5月1日
訪問看護ステーション碧	かほく市大崎5丁目10番2号	令和4年5月17日

石川県告示第222号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
八野田整形外科医院	七尾市藤橋町巳部45番地3	令和4年4月1日
ねがみみらいクリニック	七尾市万行2丁目66番地	令和4年4月1日
上出内科クリニック	加賀市動橋町イ204	令和4年4月4日
まきの皮ふ科	河北郡津幡町字中須加ろ52番地1	令和4年5月9日
アルプ薬局七尾万行店	七尾市万行2丁目69番地	令和4年4月1日
アルプ薬局野々市店	野々市市西部中央土地区画整理地20街区4-1	令和4年5月1日
V・drug 津幡中須加薬局	河北郡津幡町字中須加ろ53-1	令和4年5月1日
訪問看護ステーション碧	かほく市大崎5丁目10番2号	令和4年5月17日

石川県告示第223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人社団 疋島クリニック	新	ひきしまクリニック	令和4年4月1日
	旧	疋島クリニック	
		羽咋市旭町ア45	

石川県告示第224号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人社団 疋島クリニック	新	ひきしまクリニック	令和4年4月1日
	旧	疋島クリニック	
		羽咋市旭町ア45	

石川県告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
八野田整形外科医院	七尾市藤橋町巳部45番地3	令和4年3月31日
野々市あおぞら薬局	野々市市田尻町52-3	令和4年4月30日

石川県告示第226号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
八野田整形外科医院	七尾市藤橋町已部45番地3	令和4年3月31日
野々市あおぞら薬局	野々市市田尻町52-3	令和4年4月30日

石川県告示第227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
松任整形外科クリニック	白山市村井町2番地	令和4年4月1日

石川県告示第228号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	休止年月日
松任整形外科クリニック	白山市村井町2番地	令和4年4月1日

石川県告示第229号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	SOMPOケア 羽咋 居宅介護支援	羽咋市旭町コ112番地 1	令和4年 5月1日

石川県告示第230号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	SOMPOケア 羽咋 居宅介護支援	羽咋市旭町コ112番地 1	令和4年 5月1日

石川県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
生 駒 雅 子	小松らく～だ治療院	小松市小馬出町122	令和4年4月13日

石川県告示第232号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
生 駒 雅 子	小松らく～だ治療院	小松市小馬出町122	令和4年4月13日

石川県告示第233号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指 定 期 間
岡 部 病 院	金沢市長坂町チ15番地	令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

石川県告示第234号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	製作会社・配給会社等名
映 画	手	UNITED PRODUCTIONS 〈 日 活 〉
〃	愛に奉仕せよ 〈原題〉SERVE THE PEOPLE	クロックワークス (韓 国)
〃	Zola ゾラ 〈原題〉ZOLA	トランスフォーマー (ア メ リ カ)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年6月3日

石川県告示第235号

令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びすめいか)(令和4年石川県告示第115号)の一部を令和4年5月20日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

変更後	変更前												
第1 くろまぐろ(小型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 112.5トン 2 知事管理区分に配分する数量	第1 くろまぐろ(小型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 111.9トン 2 知事管理区分に配分する数量												
<table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>104.5トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>6.0トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	104.5トン	石川県漁船漁業	6.0トン	<table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>103.9トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>6.0トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	103.9トン	石川県漁船漁業	6.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	104.5トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	103.9トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												

石川県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
鶴島2号	珠洲市宝立町宗玄 珠洲市宝立町南黒丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺家1号	珠洲市三崎町寺家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
外山	珠洲市大谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

唐笠	珠洲市東山中町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
角間	珠洲市大谷町 珠洲市長橋町 珠洲市片岩町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
西谷	珠洲市大谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
片岩	珠洲市片岩町 珠洲市清水町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
仲平山	珠洲市大谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
北山東	珠洲市若山町北山	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
岡田北	珠洲市唐笠町 珠洲市石神町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
唐笠灰庭	珠洲市折戸町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
東山中	珠洲市東山中町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
唐笠	珠洲市唐笠町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
折戸	珠洲市折戸町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
若山町二子	珠洲市若山町上正力	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
兼政	珠洲市若山町中	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
鵜島2号	珠洲市宝立町宗玄 珠洲市宝立町南黒丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺家1号	珠洲市三崎町寺家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
鵜島2号	珠洲市宝立町宗玄 珠洲市宝立町南黒丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
寺家1号	珠洲市三崎町寺家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (火山基本図データ作成)	令和4年5月20日から 令和5年3月31日まで	白山地区

市街地再開発組合の事業計画の変更認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年6月3日

石川県知事 馳 浩

1 組合の名称

金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成29年5月16日から令和4年9月30日まで

3 施行地区

(1) 法第14条第1項の宅地

金沢市安江町の一部

(2) その他の区域

3・2・1号金沢駅通り線、3・4・7号金石街道線、市道本町1丁目線9号、市道安江町線5号の各一部、市道安江町線6号及び金沢市所管の法定外公共物の一部

4 事務所の所在地

金沢市武蔵町17番25号

5 設立認可の年月日

平成29年5月9日

6 変更の内容

資金計画

7 変更認可の年月日

令和4年5月27日

